

◎ 刑事訴訟法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第百九十八条の二 前条第一項の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声記録媒体に記録しなければならぬ。この場合においては、同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に記録するものとする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>② 前項の規定により記録をした記録媒体の一については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者の面前において封印をしなければならない。この場合においては、当該記録媒体が同項の規定により記録をしたものであることについて、被疑者に確認を求めることができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>③ 前項の確認がされたときは、同項の封印に被疑者の署名押印を求めることができる。ただし、被疑者がこれを拒絶した場合は、この限りでない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>④ 被疑者又はその弁護人は、第一項の規定により記録をした記録媒体（第二項の規定により封印をした記録媒体以外のものに限る。）を閲覧し、若しくは聴取し、又はその複製を作成することができる。被告人又はその弁護人についても、同様とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>⑤ 被疑者又はその弁護人は、前項前段の規定により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体（以下この条におい</p>	<p>（新設）</p>

て「閲覧等をされた記録媒体」という。)に係る複製等(複製その他記録の内容の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下この条において同じ。)を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

⑥ 被疑者若しくは被疑者であつた者(被告人又は被告人であつた者を除く。)(以下この条において「被疑者等」という。)(又は被疑者の弁護士若しくは弁護士であつた者(被告人の弁護士又は弁護士であつた者を除く。第九項において同じ。))は、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、被疑者等の防御又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

⑦ 前項の規定に違反した場合の措置については、被疑者等の防御をする権利を踏まえ、複製等の内容、行為の目的及び態様、関係人の名誉、その私生活又は業務の平穩を害されているかどうかその他の事情を考慮するものとする。

⑧ 被疑者等が、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、被疑者等の防御又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

⑨ 被疑者の弁護士又は弁護士であつた者が、閲覧等をされた記録媒体に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく第百九十八条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③ (略)

第二百三条 (略)

②・④ (略)

⑤ 第百九十八条の二の規定は、第一項の規定により弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。

第二百四条 (略)

②・③ (略)

④ 第百九十八条の二の規定は、第一項の規定により弁解の機会を与える場合について、前条第二項の規定は第一項の場合についてこれを準用する。

第二百五条 (略)

②・④ (略)

⑤ 第百九十八条の二の規定は、第一項の規定により弁解の機会を与える場合について、前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条

第百九十九条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

②・③ (略)

第二百三条 (略)

②・④ (略)

(新設)

第二百四条 (略)

②・③ (略)

④ 前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第二百五条 (略)

②・④ (略)

⑤ 前条第二項の規定は、検察官が、第三十七条の二第一項に規定する事件以外の事件について逮捕され、第二百三条の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定に

の規定により同項に規定する事件について送致された被疑者に対し、第一項の規定により弁解の機会を与える場合（被疑者に弁護人があるときを除く。）についてこれを準用する。

第二百八十一条の三 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠（第九十八条の二第四項（第二百三条第五項、第二百四条第四項及び第二百五条第五項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により閲覧され、若しくは聴取され、又は複製が作成された記録媒体を含む。次条及び第二百八十一条の五において同じ。）に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同条までにおいて同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。当該記録媒体に係る複製等については、被告人も同様とする。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方（第九十八条の二第一項（第二百三条第五項、第二百四条第四項及び第二百五条第五項（第二百十一条及び第二百十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。第二百七条の二及び第二百十六条の十四第一号において同じ。）の規定により記録をした記録媒体にあつては、第九十八条

より弁解の機会を与える場合についてこれを準用する。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百八十一条の三 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その保管をみだりに他人にゆだねてはならない。

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調べを請求するについては、あらかじめ、相手方（これを閲覧する機会を与えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。）

の二第二項(第二百三条第五項、第二百四条第四項及び第二百五条第五項(第二百一十一条及び第二百一十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。第三百七条の二及び同号において同じ。)の規定により封印をした記録媒体以外の記録媒体)を閲覧する機会を与えなければならない。ただし、相手方に異議のないときは、この限りでない。

② (略)

第三百七条の二 第九十八條の二第一項の規定により記録をした記録媒体の取調べについては、同条第二項の規定により封印をした記録媒体の封印を開封した上、これを再生するものとする。

第三百七条の三 (略)

第三百十六條の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「檢察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物(第九十八條の二第一項の規定により記録をした記録媒体にあつては、同条第二項の規定により封印をした記録媒体以外の記録媒体)を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

二 (略)

第三百十六條の十四の二 檢察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、前条の規定による開示を

② (略)

(新設)

第三百七条の二 (略)

第三百十六條の十四 檢察官は、前条第二項の規定により取調べを請求した証拠(以下「檢察官請求証拠」という。)については、速やかに、被告人又は弁護人に対し、次の各号に掲げる証拠の区分に応じ、当該各号に定める方法による開示をしなければならない。

- 一 証拠書類又は証拠物 当該証拠書類又は証拠物を閲覧する機会(弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会)を与えること。

二 (略)

(新設)

する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護士に対し、これを閲覧する機会（弁護士に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

② 検察官は、前項の規定により証拠の標目を記載した一覧表の開示をするに当たり、当該一覧表に記載された者の氏名が明らかにされることにより、その者若しくはその者の親族の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又はその者若しくはその者の親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護士に対し、その旨を告げ、その者の氏名が、被告人の防御に関し必要がある場合を除き、被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができる。

③ 第二百八十一条の三前段、第二百八十一条の四及び第二百八十一条の五の規定は、検察官において第一項の規定により開示をした証拠の標目を記載した一覧表に係る複製等（複製その他当該一覧表の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。）についてこれを準用する。

第三百十六条の十五 検察官は、第三百十六条の十四の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護士から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度

（新設）

（新設）

第三百十六条の十五 検察官は、前条の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、次の各号に掲げる証拠の類型のいずれかに該当し、かつ、特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために重要であると認められるものについて、被告人又は弁護士から開示の請求があつた場合において、その重要性の程度その他の被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示

並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇八 (略)

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を特定するに足りる事項

二 (略)

第三百十六條の二十 (略)

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を特定するに足りる事項

二 (略)

第三百十六條の二十一 (略)

②・③ (略)

④ 第三百十六條の十四、第三百十六條の十五及び第三百十六條の十六の規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十七 (略)

(削る)

によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、同条第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付することができる。

一〇八 (略)

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 前項各号に掲げる証拠の類型及び開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 (略)

第三百十六條の二十 (略)

② 被告人又は弁護人は、前項の開示の請求をするときは、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 開示の請求に係る証拠を識別するに足りる事項

二 (略)

第三百十六條の二十一 (略)

②・③ (略)

④ 第三百十六條の十四から第三百十六條の十六までの規定は、第二項の規定により検察官が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

第三百十六條の二十七 (略)

② 裁判所は、被告人又は弁護人がする前条第一項の請求について決

② 前項の規定は、第三百十六條の二十五第三項又は前條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所についてこれを準用する。

第三百二十二條 (略)

② 前項本文に規定する書面であつて、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が第九十八條の第二項又は第二項の規定に違反してなされた第九十八條第一項の取調べにおいてされたものであるときは、前項本文の規定にかかわらず、これを証拠とすることができない。その供述がされた第二百三條第一項、第二百四條第一項又は第二百五條第一項(第二百三條又は第二百六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による弁解の機会において、第二百三條第五項、第二百四條第四項又は第二百五條第五項(第二百三條又は第二百六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)において準用する第九十八條の第二項又は第二項の規定の違反があつたときも、同様とする。

③ (略)

第三百五十條の十 第三百五十條の八の決定のための審理及び即決

定をするに当たり、必要があると認めるときは、檢察官に対し、その保管する証拠であつて、裁判所の指定する範囲に属するものの標目を記載した一覽表の提示を命ずることが出来る。この場合においては、裁判所は、何人にも、当該一覽表の閲覽又は謄写をさせることができない。

③ 第一項の規定は、第三百十六條の二十五第三項又は前條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、前項の規定は同條第三項の即時抗告が係属する抗告裁判所について、それぞれ準用する。

第三百二十二條 (略)
(新設)

② (略)

第三百五十條の十 第三百五十條の八の決定のための審理及び即決

裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条の二までの規定は、これを適用しない。

②
(略)

裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七条までの規定は、これを適用しない。

②
(略)